

特別緑地保全地区は、都市における緑地の計画的な保全及び緑化の積極的な推進によって良好な都市環境の形成を図るため、「都市緑地法」に基づいて指定される。対象となる地域は、①無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止等に必要なる遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模形態を有する地域、②風致又は景観が優れ、かつ、地域住民の健全な生活環境の確保に必要な地域、③伝統的又は文化的な意義を有する地域等である。県内では4地区が指定されている（表2-2-2）。

表2-2-2 特別緑地保全地区の指定状況

（平成30年3月末現在）

都市名	地区の名称	面積(ha)	最終決定年月日	所在地
瑞浪市	竜吟峡特別緑地保全地区	40.2	昭和52年3月26日	瑞浪市釜戸町字裏山及び字城山
土岐市	仲森特別緑地保全地区	1.6	昭和51年3月26日	土岐市泉中窯町
各務原市	八木山特別緑地保全地区	42.0	昭和53年2月15日	各務原市鶴沼字松田及び字八木山
飛騨市	気多若宮特別緑地保全地区	2.1	昭和56年10月20日	飛騨市古川町大字上気多字榎岡
計	4地区	85.9		

備考) 県都市政策課調べ

(6) 透水性舗装の推進<都市整備課>

街路事業において、地下水の涵養に効果のある透水性舗装を延べ70,332㎡で実施した（表2-2-3）。

表2-2-3 透水性舗装の状況

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	合計
透水性舗装(㎡)	15,623	2,169	688	1,902	2,345	7,067	9,362	20,275	7,207	446	2,060	1,051	137	70,332

備考) 県都市整備課調べ

第2節 二酸化炭素吸収機能の高い森林の整備の推進

1 二酸化炭素吸収機能の高い森林の造成

(1) 間伐の推進

ア 計画的な間伐の推進<森林整備課>

主に公益的機能が低下し早急に間伐が必要な森林などを含め、8,125haの間伐を実施した。

国の補助では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林や溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

イ 間伐の推進<森林整備課>

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

平成29年度の環境保全林における間伐実施面積は1,725ha（間伐実施面積8,125haのうち数）であった。

ウ 利用間伐の促進<森林整備課>

収益を見込むことができる森林については、間伐した木材を搬出して利用する「利用間伐」を進めた。

県内では、伐り捨てを主体とした間伐から利用間伐への移行が進みつつあるが、その取組みは地域によって差が生じている。低コストな作業システムを確立し普及するため、今後も引き続き、事業地の集約化や林内路網の整備、高性能林業機械の導入、人材の育成等を進め、「森林経営計画」の策定とその確実な実行を通じた計画的かつ効率的な利用間伐を支援する。

エ 間伐材の利用促進<県産材流通課>

直材や曲がり材など間伐材の品質に応じた加工体制の整備を進めるとともに、住宅、公共施設における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

(2) 適地適木による植栽の推進

ア 街路への植栽事業の推進<都市整備課>

街路事業において、平成16年度から29年度までの間に中高木を3,550本、うち大気環境推奨木を216本植栽した。

イ 緑の募金による県土緑化の推進<恵みの森づくり推進課>

緑の募金運動は、平成7年6月から「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が施行され、平成8年

からの募金活動に向けて、社団法人岐阜県緑化推進委員会が募金団体の指定を受けた。

昭和25年から開始された前身である「緑の羽根」募金運動から数えて、平成29年で68回目を迎えた。なお、平成29年の募金額は57,060千円となっている。

#### ウ 森林認証制度の普及<恵みの森づくり推進課・治山課>

県内の認証森林（F S C及びS G E C）は5団体、23,521ha(1,067haは重複取得)となっている。

### 2 企業との協働による森づくりの推進

#### (1) 企業との協働による森づくりの推進<恵みの森づくり推進課>【再掲】

「岐阜県森林づくり基本計画」に掲げる県民協働による森林づくりプロジェクトのひとつとして、「企業等との協働による森林づくりの推進」を位置づけ、平成19年7月から、企業、市町村、県、地域住民等との協働による生きた森林づくりに取組み、平成30年3月末までに23件の協定が締結されている。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の森林整備活動の促進に努めている。

### 3 カーボン・オフセットの推進

#### (1) カーボン・オフセットの取組推進<環境管理課>

事業活動やイベントの中で排出される二酸化炭素の排出量を把握し、削減に向け努力するとともに、削減が困難な部分の排出量について、二酸化炭素を削減又は吸収するプロジェクトで生み出された「クレジット」と相殺する「カーボン・オフセット」の取組みが地球温暖化防止に貢献する新たな手段として注目されている。

本県では、森林の温室効果ガス吸収源としての環境価値に着目したカーボン・オフセットの取組みとして、県内外への普及啓発や岐阜県産 J-V E R の販売促進を行い、認証量81,690 t-CO<sub>2</sub>に対し、販売量32,116 t-CO<sub>2</sub>となっている。(平成30年3月現在)

#### (2) J-V E R制度を活用した取組みの推進<恵みの森づくり推進課・環境管理課>

J-V E Rは、カーボン・オフセットに用いられるクレジットのひとつであり、国内で実施される木質バイオマスエネルギーの利用や森林整備、間伐などのプロジェクトが、温室効果ガスの排出を削減・吸収するものであることを国（環境省）が認め（プロジェクト登録）、排出削減・吸収された温室効果ガスの量に応じてクレジット（J-V E R）が認証・発行される。環境省により平成20年11月に制度化された。

本県においても、J-V E R制度を活用した取組みが進められており、県内の森林吸収プロジェクトによる売却可能量は7団体で49,280 t-CO<sub>2</sub>となっている。(平成30年3月現在)

平成25年4月からは、J-V E R制度と国内クレジット制度が発展的に統合され、J-クレジット制度として運用されている。

## 第3節 地域資源を活かした再生可能エネルギーの積極的な利活用

### 1 再生可能エネルギーの導入と地産地消型エネルギーシステムの確立

#### (1) 地域の再生可能エネルギー活用支援<新産業・エネルギー振興課>

平成28年7月に県庁内に設置した「再生可能エネルギー活用サポートデスク」を活用し、市町村や民間事業者による再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策、エネルギーの地産地消につながる取組みを支援した。

#### (2) 新エネルギーの導入促進<新産業・エネルギー振興課>

##### ア 岐阜県省エネ・新エネ推進会議の設置

県内における電力需給の状況を踏まえ、「岐阜県次世代エネルギービジョン」の着実な推進のため、省エネルギー及び新エネルギー分野における岐阜県、市町村及び民間事業者等の実施する施策について検証し、より具体的な対応策の提示を行うことを目的として「岐阜県省エネ・新エネ会議」を平成23年5月に設置した。

平成29年度には2回開催し、次世代エネルギービジョン推進のための県施策、節電対策等について議論を行った。

##### イ 新エネルギー導入促進のためのモデル事業の実施

平成21年度から、太陽光発電や燃料電池、電気自動車など、複数のエネルギー資源や新たなエネルギー技術の組み合わせによる「次世代エネルギーインフラ」の普及に向けた「6つのモデル」の構築に取り組んできた。

平成29年度には、県営都市公園「花フェスタ記念公園」（公共施設モデル）、JR岐阜駅アクティブG（都市モデル）、郡上市明宝の古民家（中山間地モデル）を実証運用し、同インフラの普及を図った。

##### ウ 国土強靱化に向けた取組み

「次世代エネルギーインフラ」は高いエネルギー効率の他、独立性の高さという特徴を持っており、災害時等